



鎌倉市歴史の風致維持向上計画

改訂版(2021/12)

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、
わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、
平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格
を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を
確立します。
- わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の
充実に努めます。
- わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもって
これを後世に伝えます。
- わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努め
ます。
- わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意を
もって接します。

目次

序章	1
1 計画策定の背景及び目的―「歴史的遺産と共生するまちづくり」をめざして―	1
2 計画期間	2
3 計画策定の体制及び経緯	2
第1章 鎌倉市の歴史的風致形成の背景	6
1 自然的環境.....	6
(1) 地形・水系.....	6
(2) 気候風土・地質・植生	7
(3) 緑地等.....	9
2 社会的環境.....	10
(1) 位置.....	10
(2) 都市形成.....	11
(3) 人口.....	14
(4) 観光.....	15
(5) 産業.....	17
3 歴史の変遷.....	18
(1) 古代.....	18
(2) 鎌倉時代.....	18
(3) 室町時代から江戸時代	24
(4) 近・現代.....	25
(5) 歴史に関連した主な人物	29
4 文化財と文化	33
(1) 鎌倉の文化財	33
(2) 歴史上価値の高い建造物	37
(3) 歴史及び伝統を反映した人々の活動	53
(4) 埋蔵文化財.....	57
(5) 文化.....	59
第2章 鎌倉市の維持及び向上すべき歴史的風致	60
1 鎌倉市における歴史的風致の構造.....	60
2 鎌倉市の維持及び向上すべき歴史的風致.....	63
(1) 社寺における祭礼・行事にみる歴史的風致	63
(2) 海にまつわる伝統行事にみる歴史的風致	90
(3) 若宮大路周辺における商いにみる歴史的風致	102

(4) 周遊観光にはじまる「江ノ電」にみる歴史的風致	109
(5) 別荘文化に由来する歴史的風致	115
(6) 歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致	129

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 136

1 歴史的風致の維持及び向上に関連するこれまでの取組 136

(1) 歴史的建造物を守る取組	137
(2) 古都のまち並みを守る取組	138
(3) 豊かな自然的環境を守る取組	139
(4) 伝統や文化を守る取組	143

2 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 145

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する課題	145
(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題	146
(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する課題	146
(4) 歴史的遺産の公開活用に関する課題	147
(5) 地域の伝統文化の継承に関する課題	148

3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針 149

(1) 上位計画・関連計画との関係性	149
(2) 基本方針及び実現のための方針	152
(3) 計画の実現に向けた推進体制	156

第4章 重点区域の位置及び区域 157

1 重点区域設定の考え方 157



2 重点区域の位置と区域	158
(1) 重点区域の位置	158
(2) 重点区域の範囲	158
3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果	162
4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	162
(1) 古都保存法との連携	162
(2) 都市計画法との連携	164
(3) 景観法との連携	170
(4) 屋外広告物法との連携	174
(5) 文化財保護法との連携	175

第5章 文化財の保存と活用に関する事項..... **177**

1 文化財の保存に関する現況と今後	177
(1) 鎌倉市全体に関する方針	177
(2) 重点区域に関する計画	179
2 文化財の活用に関する現況と今後	180
(1) 鎌倉市全体に関する方針	180
(2) 重点区域に関する計画	180
3 文化財の修理(整備)	181
(1) 鎌倉市全体に関する方針	181
(2) 重点区域に関する計画	181



中村慈郎画「国際観光都鎌倉市観光鳥瞰図」(昭和 25～26 年頃) 鎌倉市教育委員会蔵

4 文化財の保存・活用に向けた施設	182
(1) 鎌倉市全体に関する方針	182
(2) 重点区域に関する計画	182
5 文化財の保存・活用に向けた周辺環境の保全	184
(1) 鎌倉市全体に関する方針	184
(2) 重点区域に関する計画	184
6 文化財の保存・活用に向けた防災・防犯への取組	185
(1) 鎌倉市全体に関する方針	185
(2) 重点区域に関する計画	185
7 文化財の保存・活用に向けた普及啓発	187
(1) 鎌倉市全体に関する方針	187
(2) 重点区域に関する計画	187
8 埋蔵文化財の公開活用に関する現状と方針	188
(1) 鎌倉市全体に関する方針	188
(2) 重点区域に関する計画	188
9 文化財の保存・活用に向けた各種団体との連携	189
(1) 鎌倉市全体に関する方針	189
(2) 重点区域に関する計画	189
10 文化財の保存・活用に向けた体制の整備	190

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	192
2 重点区域における事業	192
(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業	192
(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業	192
(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業	193
(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業	193
(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業	193
3 事業一覧	195
(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業	195
(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業	199
(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業	205
(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業	211
(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業	220

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項.....224

1 歴史的風致形成建造物の指定方針等 224

- (1) 歴史的風致形成建造物の指定方針 224
- (2) 歴史的風致形成建造物の指定基準 224
- (3) 歴史的風致形成建造物の指定対象 224
- (4) 歴史的風致形成建造物候補一覧 225

2 歴史的風致形成建造物の維持及び管理に関する方針等 228

- (1) 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本方針 228
- (2) 各種の手続等 229

附録

1 写真・図表リスト

2 参考資料

用語の意味

1 この計画書では、本市の地勢や歴史、行政としての取組などを詳述する際、「鎌倉」という言葉が多用されることから、様々な場面において使われる「鎌倉」の意味を次のとおり定義する。

- (1) 鎌倉：それぞれの時代において「鎌倉」と呼ばれていた範囲
- (2) 鎌倉市：現在の鎌倉市域の範囲
- (3) 鎌倉地域：現在の鎌倉市における五つの地域（鎌倉地域、こしごえ腰越地域、ふかさわ深沢地域、おおふな大船地域、たまなわ玉縄地域）のうち、鎌倉地域の範囲
- (4) 市：行政としての鎌倉市

2 次の用語については、法律等により定義されている。

- (1) 歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）」
- (2) 歴史的風土：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況
「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。）」
- (3) 風致：都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観
「都市計画法及び都市計画運用指針 第 8 版（平成 27 年 6 月 4 日一部改正）」